

大阪府スマートシティ戦略スーパーアドバイザー等設置要綱

(目的)

第1条 大阪府における大阪スマートシティ戦略の推進にあたり、公民共同での取組を進めしていくため、スマートシティ戦略部戦略推進室地域戦略推進課にスーパーアドバイザー及びエグゼクティブアドバイザー（以下、「スーパーアドバイザー等」）を置く。

(職務)

第2条 スーパーアドバイザーは、大阪スマートシティ戦略の推進に係ることについて、スマートシティ戦略部や企業等に助言を行う。

2 エグゼクティブアドバイザーは、スーパーアドバイザーの職務に加え、大阪スマートシティ戦略の方針に基づき、スマートシティ戦略部や企業等への提案及びその実現に向けた支援を行う。

(選任)

第3条 スーパーアドバイザーは、企業等の経営ないし勤務経験をもち、企業等の経営、又はスマートシティ戦略の推進に係る公民共同に関する高い識見を有する者その他課長が適當と認める者のうちから、課長が選任する。

2 エグゼクティブアドバイザーは、スーパーアドバイザーの経験者のうちから、必要に応じて課長が選任する。

(任期)

第4条 スーパーアドバイザー等の任期は、課長が選任した日からその日の属する年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

(報酬)

第5条 スーパーアドバイザー等は、無報酬とする。

(実費弁償)

第6条 職務に必要な旅費その他経費について、府は負担しない。

(災害補償)

第7条 スーパーアドバイザー等が職務中に災害を受けた場合、府は補償しない。

(秘密の保持)

第8条 スーパーアドバイザー等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、その職務を退いた後においても同様とする。

(地位乱用の禁止)

第9条 スーパーアドバイザー等は、その地位を利用して自らが属する企業やその商品の宣伝をしてはならない。

(解任)

第10条 スーパーアドバイザー等が次のいずれかに該当することとなったときは、任期中にかかわらず、解任することができる。

- 一 スーパーアドバイザー等が在任中であって、前二条の義務に反したと認められるとき
- 二 スーパーアドバイザー等として、その職の信頼を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしたとき
- 三 スーパーアドバイザー等が属する企業等が、社会的信頼を失ったとき
- 四 スーパーアドバイザー等から辞任の申し出があったとき
- 五 心身の故障のため、スーパーアドバイザー等としての職務ができないと課長が認めるとき
- 六 スーパーアドバイザー等の名において、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって、次のイからホまでに掲げる行為をしたとき
 - イ 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘する行為
 - ロ 署名運動
 - ハ 寄附金その他の金品の募集又は配布
- 二 会場での文書、図画、音盤又は形象の作成、回覧、配布、朗読又は掲示その他会場の施設の利用
- ホ 政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものの着用、表示、制作又は配布
- 七 前六号に掲げるもののほか、スーパーアドバイザー等がその適格性を欠くと課長が認めるとき

附則

この要綱は、令和2年4月22日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年8月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。